

さいたま市規則第26号

さいたま市環境影響評価条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手続等

第1節 環境影響評価調査計画書の作成等（第3条—第7条）

第2節 環境影響評価準備書の作成等（第8条—第27条）

第3節 環境影響評価書の作成等（第28条—第30条）

第4節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の変更等（第31条・第32条）

第5節 対象事業の実施等（第33条—第37条）

第6節 事後調査書の作成等（第38条—第41条）

第7節 都市計画に係る対象事業に関する特例（第42条—第44条）

第3章 対象事業等に該当しない事業に対する指導等（第45条）

第4章 補則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業）

第2条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1左欄に掲げる事業の種類ごとに、同表中欄に掲げる対象事業の内容に応じ、それぞれ同表右欄に定める事業が実施される区域の区分ごとの対象事業の要件のいずれかに該当する一の事業とする。

第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手続等

第1節 環境影響評価調査計画書の作成等

（調査計画書等）

第3条 条例第7条第1項の環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）

) は、様式第 1 号のとおりとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定により市長に提出する調査計画書及びこれを要約した書類（以下「調査計画書等」という。）並びに環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類の部数は、それぞれ 100 部とする。

3 条例第 7 条第 2 項の規則で定めるものは、調査計画書等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）とする。

（環境に影響を及ぼす地域に関する基準）

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規則で定める環境に影響を及ぼす地域（以下「関係地域」という。）に関する基準は、別表第 2 左欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表右欄に定める環境に影響を及ぼす地域の欄に定めるとおりとする。

（調査計画書について公告する事項）

第 5 条 条例第 9 条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる旨
- (7) 前号に規定する意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（調査計画書等の縦覧）

第 6 条 条例第 9 条の規定による縦覧の日時は、さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市役所

(2) 区役所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(説明会の開催の公告)

第6条の2 条例第9条の2第2項の規定による公告は、日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布、インターネットの利用その他の適当な方法により行うものとする。

2 条例第9条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業が実施されるべき区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

(6) 条例第9条の規定により調査計画書等の写しが縦覧に供されている旨

(事業者の責めに帰することのできない理由)

第6条の3 条例第9条の2第3項の事業者の責めに帰することのできない理由であって規則で定めるものは、次に掲げる理由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

(調査計画書の内容の周知)

第6条の4 条例第9条の2第3項の周知は、次のいずれかの方法で行うものとする。

(1) 調査計画書の内容を要約した書類を求めに応じて提供することを公告した後、当該調査計画書の内容を要約した書類を求めに応じて提供する方法

(2) 調査計画書の内容を要約したものを公告する方法

2 第6条の2第1項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

(調査計画書についての意見書の提出)

第7条 条例第10条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、

その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 提出しようとする意見書の対象である調査計画書に記載されている対象事業の名称

(3) 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

第2節 環境影響評価準備書の作成等

(準備書等)

第8条 条例第14条第1項の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）は、様式第2号のとおりとする。

2 条例第14条第2項の規則で定める行為は、別表第3左欄に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる行為とする。

3 条例第14条第2項の規定により市長に提出する準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）の部数は、それぞれ100部とする。

4 条例第14条第2項の規則で定めるものは、準備書等の内容を記録した電磁的記録とする。

(準備書等について公告する事項)

第9条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業が実施されるべき区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 縦覧の場所、期間及び時間

(6) 環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる旨

(7) 前号に規定する意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(準備書等の縦覧)

第10条 条例第15条の規定による縦覧の日時は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市役所
- (2) 区役所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
(説明会の開催の公告)

第11条 第6条の2の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第9条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第6条の2第2項第6号中「条例第9条の規定により調査計画書等」とあるのは、「条例第15条の規定により準備書等」と読み替えるものとする。

(事業者の責めに帰することのできない理由)

第12条 第6条の3の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第9条の2第3項の事業者の責めに帰することのできない理由について準用する。

(準備書の内容の周知)

第13条 第6条の4の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第9条の2第3項の周知について準用する。この場合において、第6条の4第1項中「調査計画書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第14条 条例第17条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 提出しようとする意見書の対象である準備書に記載されている対象事業の名称
- (3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(見解書について公告する事項)

第15条 条例第18条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲

(5) 縦覧の場所、期間及び時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(見解書の縦覧)

第16条 条例第18条第2項の規定による縦覧の場所は、さいたま市の区域内の場所であり、かつ、市民が容易に縦覧することができる場所とする。

2 事業者は、前項に規定する場所を自ら確保することができないときは、前項の規定にかかわらず、第6条各号に掲げるいずれかの場所において縦覧を行うことができる。この場合において、事業者は、市長に対し、縦覧の実施について必要な協力を求めるものとする。

第17条 削除

(やむを得ない理由)

第18条 条例第20条第1項の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により公聴会の開催が不可能であること。

(2) 公聴会の開催が故意に阻害されることによって公聴会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(公聴会の開催の公告)

第19条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催の日の20日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 公聴会の件名

(2) 公聴会の日時及び場所

(3) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(4) 対象事業の名称、種類及び規模

(5) 対象事業が実施されるべき区域

(6) 関係地域の範囲

(7) 意見を聴こうとする事項

(8) 次条第1項の規定による意見の陳述の申出書の提出期限及び提出先

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(公述の申出)

第20条 公聴会において意見を述べようとする者は、前条の公告のあった日から10日以内に、書面により、市長に申し出なければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公聴会の対象である準備書に記載されている対象事業の名称

(3) 準備書について公聴会において述べようとする環境の保全の見地からの意見の概要

3 前項第3号の意見の概要は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(公聴会の中止)

第21条 市長は、前条第1項の規定による申出がないときは、公聴会の開催を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(公述人の選定等)

第22条 市長は、第20条第1項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）をあらかじめ選定し、その旨を当該申出をした者に通知するものとする。

2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間（次項において「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。

3 市長は、前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を公述人に通知するものとする。

(公聴会の主宰者)

第23条 公聴会は、市長の指名する職員が主宰する。

(公述人の陳述等)

第24条 公述人は、意見を述べようとするときは、前条の規定により公聴会を主宰

する者（以下「主宰者」という。）の許可を受けなければならない。

2 公述人の意見は、市長が意見を聴こうとする準備書に対する環境の保全の見地の範囲を超えてはならない。

3 主宰者は、公述人（次項の規定により第三者に文書を朗読させ、又は文書で意見を述べさせる場合は、当該第三者を含む。以下この項において同じ。）が前項の範囲を超えて陳述したとき若しくは公述時間を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、その公述人の陳述を禁止し、又はその公述人を退場させることができる。

4 公述人は、主宰者の同意を得たときは、第三者に文書を朗読させ、又は文書で意見を述べることができる。

（公聴会の秩序維持）

第25条 主宰者は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、公聴会を傍聴しようとする者の入場を制限し、又は公聴会を妨害し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

（公聴会の記録）

第26条 主宰者は、公聴会が終了したときは、次に掲げる事項を記載した記録書を作成し、これに署名押印の上、市長に提出しなければならない。

(1) 公聴会の件名

(2) 公聴会の日時及び場所

(3) 主宰者の職及び氏名

(4) 出席した公述人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(5) 公述人が述べた意見の内容

(6) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過に関する事項

（記録書の写しの送付）

第27条 市長は、前条の規定による記録書の提出があつたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

第3節 環境影響評価書の作成等

(評価書等)

第28条 条例第21条第1項の環境影響評価書（以下「評価書」という。）は、様式第3号のとおりとする。

2 条例第21条第2項の規定により市長に提出する評価書及びこれを要約した書類（以下「評価書等」という。）の部数は、それぞれ100部とする。

3 条例第21条第2項の規則で定めるものは、評価書等の内容を記録した電磁的記録とする。

(評価書等について公告する事項)

第29条 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業が実施されるべき区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 縦覧の場所、期間及び時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(評価書等の縦覧)

第30条 条例第22条の規定による縦覧の日時は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市役所

(2) 区役所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

第4節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の変更等

(変更内容検討書等)

第31条 条例第24条第1項ただし書の規則で定める書類は、変更内容検討書（様式第4号）とする。

2 事業者は、条例第24条第1項ただし書の承認を受けようとするときは、調査計画書記載事項変更に係る手続等免除申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない

ならない。

(対象事業の廃止等の届出)

第32条 条例第26条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととした場合 対象事業廃止届出書（様式第6号）
- (2) 対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合 対象事業変更届出書（様式第7号）
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合 対象事業引継届出書（様式第8号）

第5節 対象事業の実施等

(手続の免除を受けることができる場合等)

第33条 条例第29条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 対象事業を実施しようとする区域内において対象事業の規模を縮小する場合
- (2) 環境の保全のために対象事業の内容を変更する場合

2 事業者は、条例第29条第1項ただし書の承認（第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条第5項の承認を含む。）を受けようとするときは、対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(対象事業の着手等の届出)

第34条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第32条第1項の規定による対象事業に係る工事の着手の届出 対象事業着手届出書（様式第10号）
- (2) 条例第32条第4項の規定による対象事業に係る工事の完了の届出 対象事業完了届出書（様式第11号）

(環境の保全のための措置の実施状況の報告)

第35条 条例第32条第2項の規定による環境の保全のための措置の実施状況の報告は、環境保全措置実施状況報告書（様式第12号）により、3月ごとに行わなけ

ればならない。

(対象事業の中止等の届出)

第36条 条例第33条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 対象事業を中止した場合 対象事業中止届出書 (様式第13号)
- (2) 対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合 対象事業変更届出書
- (3) 対象事業を他の者に引き継いだ場合 対象事業引継届出書

(氏名等の変更の届出)

第37条 条例第34条の規定による氏名若しくは住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地) 又は条例第14条第1項第13号に掲げる事項の変更の届出は、氏名等変更届出書 (様式第14号) により行わなければならない。

第6節 事後調査書の作成等

(事後調査書等)

第38条 条例第35条第1項の事後調査書は、様式第15号のとおりとする。

- 2 条例第35条第2項の規定により市長に提出する事後調査書及びこれを要約した書類 (以下「事後調査書等」という。) の部数は、100部とする。
- 3 条例第35条第2項の規則で定めるものは、事後調査書等の内容を記録した電磁的記録とする。

(事後調査書等について公告する事項)

第39条 条例第36条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 環境の保全の見地から意見を書面により述べることができる旨
- (7) 前号に規定する意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事後調査書等の縦覧)

第40条 条例第36条の規定による縦覧の日時は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市役所

(2) 区役所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(事後調査書についての意見書の提出)

第41条 条例第37条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 提出しようとする意見書の対象である事後調査書に記載されている対象事業の名称

(3) 事後調査書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(事後調査の実施の引継の届出)

第41条の2 条例第39条の2第1項の規定による届出は、事後調査引継届出書（様式第16号）により行わなければならない。

第7節 都市計画に係る対象事業に関する特例

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の読替え等)

第42条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第2章第1節から第7節まで及び第3章の規定並びに第1節から前節まで及び別表第1から別表第3までの規定により行うべき環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為は、次項から第4項まで、次条及び第44条に定めるところにより、条例第40条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業に係る事業者に代わるもの

として、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第26条第3項、条例第27条第1項及び条例第30条並びに第32条第3号及び第36条第3号の規定は、適用しない。

2 条例第40条第1項及び前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条例第7条第1項各号列記以外の部分	事業者は、対象事業を実施し	第40条第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、同項の都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業を同法の規定により都市計画に定め
	対象事業に係る	都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)に係る
条例第7条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
条例第7条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
条例第7条第2項、第8条、第9条の2、第10条第1項及び第3項並び	事業者	都市計画決定権者

に第11条第1項		
条例第12条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
条例第12条第2項	事業者	都市計画決定権者
条例第13条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
条例第14条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
条例第14条第1項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
条例第14条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
条例第14条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
条例第14条第1項第11号	対象事業	都市計画対象事業
条例第14条第2項	事業者	都市計画決定権者
	当該対象事業の実施に係る許可の申請その他の規則で定める行為（2以上の行為がある場合には、最初に行われる行為）	都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告
条例第15条の2	対象事業	都市計画対象事業
条例第16条から第19条まで及び第21条	事業者	都市計画決定権者
条例第23条	対象事業	都市計画対象事業
条例第24条	事業者	都市計画決定権者
条例第25条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施し	都市計画対象事業を都市計画法の規定により都市計画に定め
	対象事業に	都市計画対象事業に

条例第25条第2項	事業者	都市計画決定権者
	1の対象事業	1の都市計画対象事業
	対象事業を実施し	都市計画対象事業を都市計画法の規定により都市計画に定め
	対象事業に	都市計画対象事業に
条例第26条第1項	事業者は	都市計画決定権者は
	対象事業に係る	都市計画対象事業に係る
	対象事業を実施し	都市計画対象事業を都市計画に定め
	、対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合又は対象事業の実施を他の者に引き継いだ	又は都市計画対象事業が対象事業に該当しないこととなった
条例第28条	対象事業	都市計画対象事業
条例第29条第1項	事業者は、評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施	都市計画決定権者は、第21条第1項の規定による評価書の作成後、当該都市計画対象事業に係る都市計画の変更を
	当該対象事業	当該都市計画対象事業
条例第31条及び第32条	対象事業	都市計画対象事業
条例第33条第1項	対象事業を中止した場合、対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合又は対象事業を他の者に引き継いだ	都市計画対象事業を中止した場合又は都市計画対象事業を対象事業以外の事業に変更した
条例第33条第2項	第2項及び第3項	第2項
	、同条第3項中「第1項」とあるのは「第33条第1項」と、「対象事業の実施」とあるのは「対象事業」と、「前項の規定による公告の日」とあるのは「同項の規定による届出のあった日」とする	する
条例第35条	事業者	都市計画決定権者
条例第37条第3項、第38条及び第39条第1項	事業者	事業者及び都市計画決定権者
条例第39条の	対象事業	都市計画対象事業

2 第 1 項	事業者	都市計画決定権者
---------	-----	----------

3 条例第 40 条第 1 項及び第 1 項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 4 条	対象事業	都市計画対象事業
第 5 条第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 5 条第 2 号及び第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 6 条の 2 第 2 項第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 6 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 6 条の 3	事業者	都市計画決定権者
第 7 条第 1 項第 2 号及び第 8 条第 2 項	対象事業	都市計画対象事業
第 9 条第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 9 条第 2 号及び第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 12 条	事業者	都市計画決定権者
第 14 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 15 条第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 15 条第 2 号及び第 3 号	対象事業	都市計画対象事業

第16条第2項	事業者	都市計画決定権者
第19条第3号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第19条第4号及び第5号並びに第20条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第27条	事業者	都市計画決定権者
第29条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第29条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第31条第2項	事業者	都市計画決定権者
第32条第1号	対象事業を実施し	都市計画対象事業を都市計画に定め
第32条第2号	対象事業を対象事業以外の事業に変更した	都市計画対象事業が対象事業に該当しないこととなった
第33条第1項各号	対象事業	都市計画対象事業
第33条第2項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第34条各号並びに第36条第1号及び第2号	対象事業	都市計画対象事業
第39条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第39条第2号及び第3号並びに第41条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
別表第1から別表第3まで	対象事業	都市計画対象事業

4 都市計画決定権者が第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条の規

定による公告の日（同項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項の規定により条例第15条の規定の例によることとされる公告を行う場合にあっては、当該公告の日）から3年以内に当該都市計画対象事業に係る評価書を市長に提出しないときは、都市計画決定権者は、再び条例第2章第1節から第7節まで及び前3項の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行わなければならない。

- 5 第1項の規定にかかわらず、事業者が評価書に記載された都市計画対象事業の内容を変更して当該都市計画対象事業を実施しようとする場合は、事業者が、当該都市計画対象事業について、条例第2章第1節から第7節までの規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行わなければならない。ただし、第3項の規定により読み替えて適用される第33条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 6 条例第11条第2項の規定は、市長が前項ただし書の承認をする場合について準用する。
- 7 市長は、第5項ただし書の承認をした場合であって、必要があると認めるときは、当該変更の内容について公告するものとする。
- 8 事業者は、第5項ただし書の承認を受けようとするときは、対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 9 市長は、条例第22条の規定による公告を行った後に、関係地域の環境の状況の変化その他の特別な事情により、都市計画対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮をするために条例第14条第1項第7号、第9号、第10号若しくは第12号又は第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第11号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該変更後の都市計画対象事業について、更に条例第2章第1節から第7節までの規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行うよう求めることができる。

（都市計画に係る手続との調整）

第43条 都市計画決定権者は、前条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項の規定により準備書について述べられた意見の内容が、当該準備書

についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第17条第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、当該準備書についての意見書に係るものであるとみなして条例及びこの規則の規定を適用する。

（事業者の行う環境影響評価との調整）

第44条 事業者が条例第7条第1項の規定により調査計画書を作成してから市長が条例第9条の規定による公告を行うまでの間において、当該調査計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第40条第1項の規定及び第42条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該調査計画書等、環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類及び当該調査計画書等の内容を記録した電磁的記録を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価に関する手続その他の行為は、都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 市長が条例第9条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書等及び当該準備書等の内容を記録した電磁的記録（以下この項において「特定電磁的記録」という。）を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第40条第1項の規定及び第42条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書等及び特定電磁的記録の送付を受けたときから適用する。

4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 市長が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第22条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第2章第2節から第7節までの規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行うものとし、条例第40条第1項の規定及び第42条第1項の規定は、適用しない。この場合において、市長が条例第22条の規定による公告を行った後、事業者は、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る評価書等を送付しなければならない。

第3章 対象事業等に該当しない事業に対する指導等

（複合開発事業の要件）

第45条 条例第47条第1項の規則で定める条件は、次に掲げる事項のすべてに該当し、かつ、市長が条例の規定に準じた環境影響評価を行う必要があると認めることとする。

- (1) それぞれの事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。
- (2) 一の事業の着手予定日から2年以内に他の事業の着手が計画されていること。
- (3) それぞれの事業の種類が同一であること。ただし、事業の種類が異なるそれぞれの事業について環境影響評価を行うこととした場合に環境影響評価項目の多くが共通すると市長が認めるときは、この限りではない。
- (4) それぞれの事業の種類が同一である場合にあつてはそれらの事業を併せて一の事業とみなしたときに当該一の事業が対象事業に該当し、それぞれの事業の種類が異なる場合にあつてはそれらの事業の実施による複合的な環境影響が総体として対象事業と同等以上となるものとして別に定める要件に該当すること。

第4章 補則

（身分証明書）

第46条 条例第53条第2項の身分を示す証明書は、様式第17号のとおりとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年4月1日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該公告の日以後その内容を変更せず、若しくは事業規模を縮小して実施するもの又はその内容を変更し、かつ、その変更の内容が軽微であると市長が認めたものに限る。）については、条例に規定する環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を要しないものとする。
- 3 都市計画法の都市計画に定められた対象事業（埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）の規定により相当手続を行うものとされているものを除く。）であって、平成18年4月1日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われるもの（当該公告の日以後その内容を変更せず、若しくは事業規模を縮小して実施するもの又はその内容を変更し、かつ、その変更の内容が軽微であると市長が認めたものに限る。）については、条例に規定する環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第3第5項、第8項及び第14項の改正は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条、第16条、第17条、第32条の見出し、第34条の見出し、第36

条の見出し、第42条第1項及び同条第2項本文の改正、同項の表条例第25条第2項の部対象事業の項の改正、同項の次に2項を加える改正、第42条第3項本文の改正、同項の表第5条第1号の項の前に1項を加える改正、同表第5条第2号及び第3号の項の次に4項を加える改正（第7条第1項第2号及び第8条第2項の項に係る部分に限る。）、同表第12条の項の次に1項を加える改正、同表第15条第2号及び第3号の項の次に1項を加える改正、第44条第1項の改正（「第34条」を「第42条第1項」に改める部分に限る。）並びに別表第1の改正 公布の日

(2) 第3条第2項の改正、同条第3項の改正（「調査計画書」を「調査計画書等」に改める部分に限る。）、第6条の次に3条を加える改正、第11条から第13条まで及び第42条第2項の表条例第7条第2項、第8条、第9条の2、第10条第1項及び第3項並びに第11条第1項の項の改正、第42条第3項の表第5条第2号及び第3号の項の次に4項を加える改正（第7条第1項第2号及び第8条第2項の項に係る部分を除く。）並びに第44条第1項の改正（「調査計画書」を「調査計画書等」に改める部分に限る。）並びに次項の規定 平成25年7月1日

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市環境影響評価条例施行規則第3条第2項、第6条の2（同規則第11条の規定により準用する場合を含む。）、第6条の3（同規則第12条の規定により準用する場合を含む。）、第6条の4（同規則第13条の規定により準用する場合を含む。）、第42条第2項の表条例第7条第2項、第8条、第9条の2、第10条第1項及び第3項並びに第11条第1項の項（条例第9条の2の規定に係る部分に限る。）並びに第42条第3項の表第6条の2第2項第1号の項、第6条の2第2項第2号及び第3号の項及び第6条の3の項の規定は、平成25年7月1日以後に市長に提出するさいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第7条第1項に規定する環境影響評価調査計画書又は同条例第14条第1項に規定する環境影響評価準備書について適用する。